

平成27年度～
平成29年度の

介護保険料が決まりました。

介護保険事業の円滑な運営を図るため、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、サービス費用の見込み量等に基づき、介護保険料を算定しています。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、下記のとおり本人及び世帯の市町村民税の課税状況や合計所得金額等により所得に応じた保険料の設定をしております。

平成24～26年度の第5期保険料額からの変更点は、次の2点です。

- 平成27年度からの第6期保険料は、要介護認定者数の増や第1号被保険者の負担割合の変更などの影響により、第5期と比べて14.6%増となっています。
- 平成27・28年度は、第1段階・第2段階の方へ新たに公費による保険料軽減強化を行います。平成29年度からは、更に拡大し第1段階から第4段階の方の保険料軽減強化を行う予定です。

平成27～29年度介護保険料の計算方法

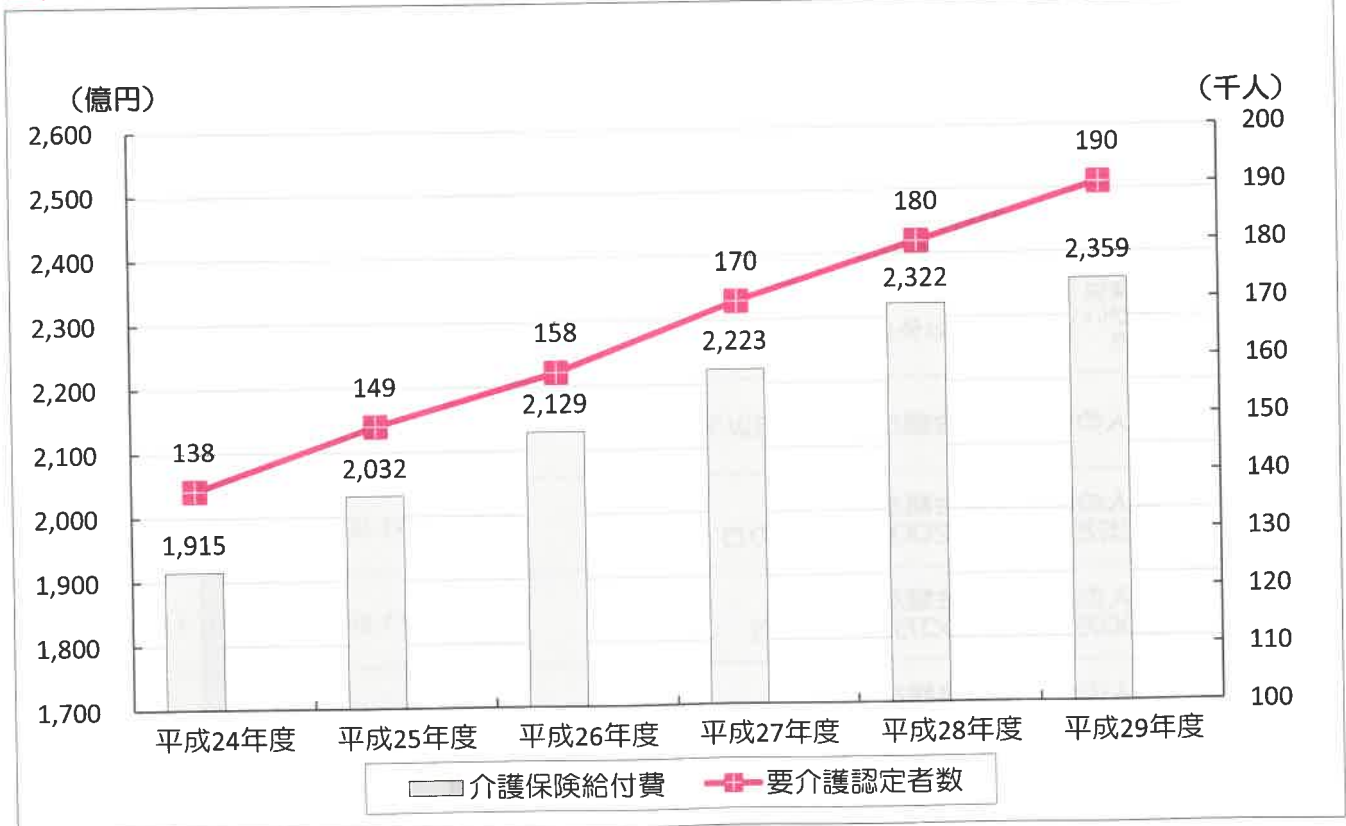
基準となる月額保険料 6,758 円 × 12 月 = 年額 81,096 円（基準額）
 基準額（81,096 円） × 所得に応じた割合（0.35～2.00）

保険料段階	対象者		平成27・28年度		平成29年度（予定）	
			割合	年額	割合	年額
第1段階	○高齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯員全員が市町村民税非課税の方 ○生活保護の受給者		0.50	40,548円	0.35	28,384円
第2段階	本人が市町村民税非課税	同じ世帯にいる方全員が市町村民税非課税 本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.50	40,548円	0.35	28,384円
第3段階		本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方	0.65	52,713円	0.50	40,548円
第4段階		第2段階・第3段階以外の方	0.75	60,822円	0.70	56,768円
第5段階		同じ世帯に市町村民税課税者がいる方 本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.85	68,932円	0.85	68,932円
第6段階	同じ世帯に市町村民税課税者がいる方 第5段階以外の方	1.00	81,096円	1.00	81,096円	
第7段階	本人が市町村民税課税	本人の合計所得金額が125万円以下の方	1.10	89,206円	1.10	89,206円
第8段階		本人の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	1.25	101,370円	1.25	101,370円
第9段階		本人の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	1.50	121,644円	1.50	121,644円
第10段階		本人の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	1.75	141,918円	1.75	141,918円
第11段階		本人の合計所得金額が700万円以上の方	2.00	162,192円	2.00	162,192円

■サービス見込み量に基づく保険料算定の流れ

- ①高齢者人口（第1号被保険者数）を推計
（平成27年度676千人、平成28年度679千人、平成29年度683千人）
- ②要介護認定者数を推計
（平成27年度170千人、平成28年度180千人、平成29年度190千人）
- ③サービス利用にかかる費用（介護保険給付費）を推計
（平成27年度2,223億円、平成28年度2,322億円、平成29年度2,359億円）計6,904億円
- ④介護保険給付費のうち第1号被保険者負担分（22%）を第1号被保険者数で除算することにより、保険料基準額を算出。
- ⑤保険料の基準額・月額6,758円（第6段階）

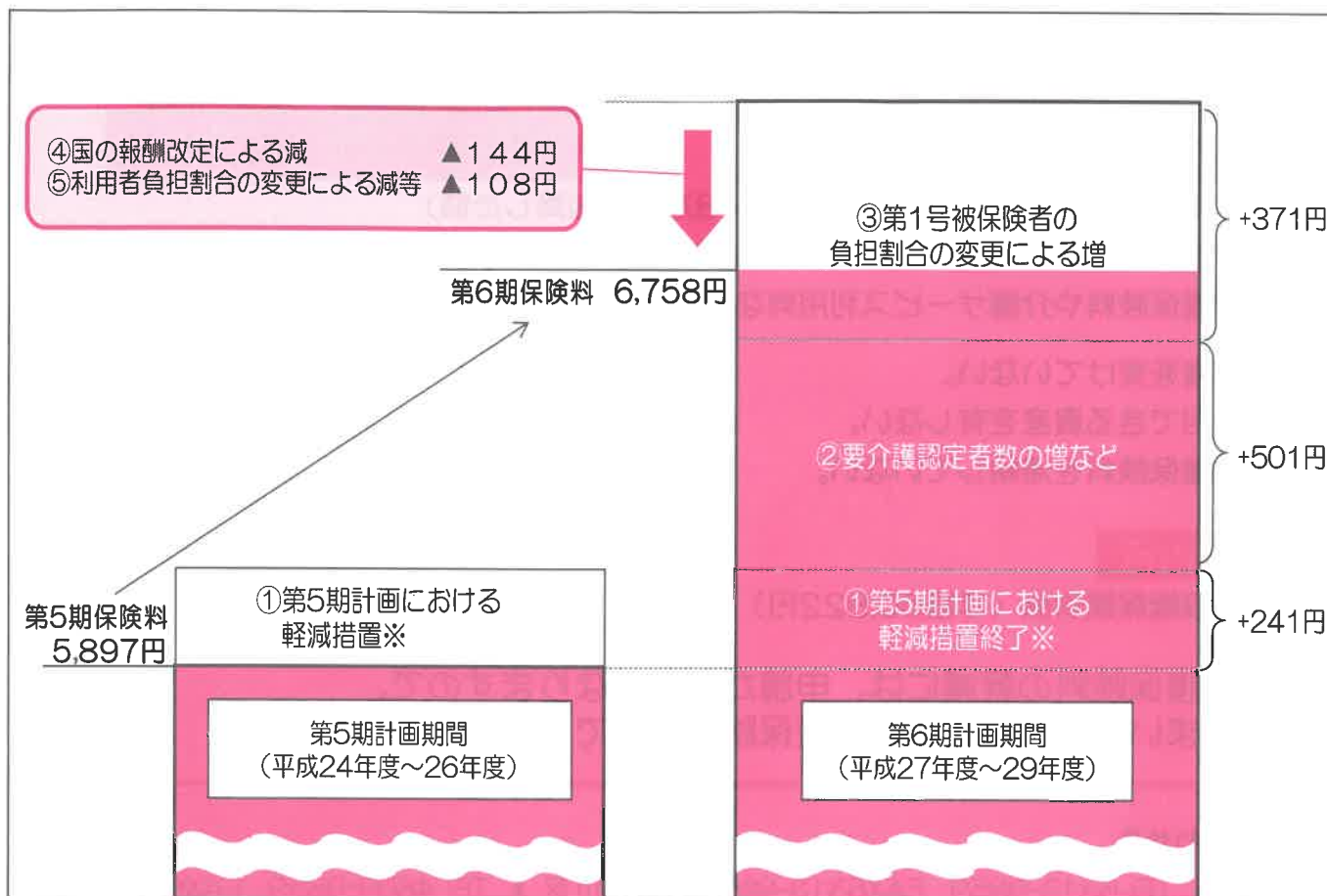
■介護保険給付費の推移



介護保険料の上昇について

平成27年度からの第6期保険料については、要介護認定者数の増加などにより、介護保険給付費の増加が見込まれるとともに、第1号被保険者の負担割合の変更など国における制度改正などの影響により、上昇することとなります。

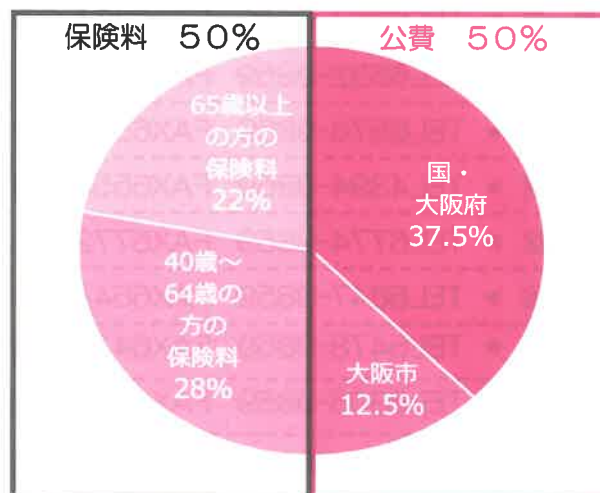
なお、第6期保険料については、全国的にも大幅な上昇となっております。



※第5期計画期間に実施した介護給付費準備基金などの取崩しによる軽減措置であり、平成26年度に終了となっています。

■介護保険給付費の財源構成

- 介護保険給付に必要な費用の半分を公費（国・大阪府・大阪市）で負担し、残る半分を保険料で負担します。
- 65歳以上の方（第1号被保険者）の負担割合は、平成27年度より、現行の21%から22%に変更されています。



介護保険料の軽減について

- 世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮している方に対して、保険料の軽減を行っております。

対象者

世帯全員が市町村民税非課税者で次のすべてに該当する方（生活保護受給者は除く）

- ①世帯の年収が次の額以下である。

1人世帯	2人世帯	3人世帯
150万円	198万円	246万円

平成29年度の軽減内容につきましては、見直しを予定しています。

（以降、世帯人員が1人増えるごとに48万円を加算した額）

- ・年間収入については、遺族年金・障がい年金などのあらゆる収入が含まれますが、介護保険料や介護サービス利用料などを控除することができます。

- ②扶養を受けていない。
- ③活用できる資産を有しない。
- ④介護保険料を滞納していない。

減額内容

第4段階保険料額（年額60,822円）の2分の1に軽減します。

- ・介護保険料の軽減には、申請が必要となりますので、お住まいの区の区役所の介護保険の窓口でご相談してください。

●お問い合わせ先

北 区 ▶ TEL6313-9859 FAX6313-9905	東 淀川区 ▶ TEL4809-9859 FAX6327-2840
都 島区 ▶ TEL6882-9859 FAX6352-4558	東 成区 ▶ TEL6977-9859 FAX6972-2781
福 島区 ▶ TEL6464-9859 FAX6462-4854	生 野区 ▶ TEL6715-9859 FAX6715-9967
此 花区 ▶ TEL6466-9859 FAX6462-0942	旭 区 ▶ TEL6957-9859 FAX6952-3247
中 央区 ▶ TEL6267-9859 FAX6264-8285	城 東区 ▶ TEL6930-9859 FAX6932-0979
西 区 ▶ TEL6532-9859 FAX6538-7319	鶴 見区 ▶ TEL6915-9859 FAX6913-6237
港 区 ▶ TEL6576-9859 FAX6572-9514	阿 倍野区 ▶ TEL6622-9859 FAX6621-1434
大 正区 ▶ TEL4394-9859 FAX6553-1986	住之江区 ▶ TEL6682-9859 FAX6686-2040
天王寺区 ▶ TEL6774-9859 FAX6772-4906	住 吉区 ▶ TEL6694-9859 FAX6694-9692
浪 速区 ▶ TEL6647-9859 FAX6644-1937	東住吉区 ▶ TEL4399-9859 FAX6629-4580
西淀川区 ▶ TEL6478-9859 FAX6478-9989	平 野区 ▶ TEL4302-9859 FAX4302-9943
淀 川区 ▶ TEL6308-9859 FAX6885-0537	西 成区 ▶ TEL6659-9859 FAX6659-9468
福 祉 局 介 護 保 険 課 ▶ TEL6208-8059 FAX6201-5175	